

令和4年9月13日

清瀬市立小・中学校長 殿

清瀬市教育委員会 教育部
教育総務課長 宮本 央子

学校選択制度の実施における特別支援学級の取り扱いについて

令和4年9月6日付でお送りした清瀬市立中学校における学校選択制度の実施について、特別支援学級へ就学する予定の児童生徒の取り扱いに関する問い合わせがありましたので、下記のとおり補足いたします。

記

1 特別支援学級の新設について

令和5年度から、特別支援学級（知的）が清瀬第二中学校と清瀬第三中学校に新設されます。

このことに伴い、清瀬市教育委員会における就学支援委員会の判断を経て、令和5年4月から中学校新1年生となるお子様で特別支援学級（知的）の就学が決定した場合は、原則、清瀬駅北側・西武池袋線線路北側にお住まいの方は清瀬第三中学校に、清瀬駅南側・西武池袋線線路南側にお住まいの方は清瀬第二中学校に入学することになります。

ただし、通学距離等の理由から、原則から外れて、他校の特別支援学級（知的）を選択し希望する場合は、保護者から教育指導課教育支援係就学相談員へ相談し、必要な手続きを行うこととなります。（このことについては、就学相談における面談にて就学相談員より保護者に伝えております。）

また、現在、清瀬中学校の特別支援学級（知的）に通う1年生と2年生も、令和5年度から新設される清瀬第二中学校と清瀬第三中学校の特別支援学級（知的）に入級することができます。

希望する場合は、事前の希望調査への回答及び転校手続きが必要になりますので、教育指導課教育支援係へご相談ください。

2 その他

特別支援学級の就学に係る学校選択は、就学相談を経て行います。また、就学支援委員会が3月上旬まで続くため、個別の対応となります。保護者から学校へ相談があった場合は教育指導課教育支援係へご案内ください。

| |
|--|
| 清瀬市教育委員会 教育部 教育総務課 学務係 神谷 Tel 042-497-2539 教育指導課 教育支援係 竹内 Tel 042-497-2552 |
|--|